のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に 0.960 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

G　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和元年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 2 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に 1.017 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（g ／ h）／ 140,495

［略］

二　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

（H × 0.986 × 0.75 − I × 0.986 × 0.75）＋ J

H × 0.986 × 0.75、I × 0.986 × 0.75 及び J に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

J　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

（i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75）× 2 ／ 8 × 25 ／ 75

i × 0.986 × 0.75、j × 0.986 × 0.75、（i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75）× 2 ／ 8 及び（i × 0.986 × 0.75 − i × 0.986 × 0.75）× 2 ／ 8 × 25 ／ 75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

三　前年度における前二号の合算額について総務大臣が修正すべきものと認めた額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α ＋ B）× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.64

のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に 1.014 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

G　市町村税課税状況調第 20 表の表側「平成 30 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和元年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に 1.087 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（g ／ h）／ 139,827

［同左］

二　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

（H × 0.985 × 0.75 − I × 0.985 × 0.75）＋ J

H × 0.985 × 0.75、I × 0.985 × 0.75 及び J に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

J　次の算式によつて算定した額。指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

（i × 0.985 × 0.75 − j × 0.985 × 0.75）× 2 ／ 8 × 25 ／ 75

i × 0.985 × 0.75、j × 0.985 × 0.75 及び（i × 0.985 × 0.75 − j × 0.985 × 0.75）× 2 ／ 8 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

三　前年度における前二号の合算額について総務大臣が修正すべきものと認めた額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α ＋ B）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　0.81